

## 「おとしもの・ひろいもの」

### ◆ 落とし物をしたときは？

落とし物をされた方は、最寄りの警察署や交番・駐在所に遺失（紛失）した届け出をしてください。

施設（店舗など）で落とした場合は、その施設に落とし物が届けられますので、心当たりがある方は、施設に連絡をしてみてください。

### **[遺失物検索システム]**

各都道府県で取り扱われた拾得物（拾われた物）に関する情報を、**各都道府県警察のホームページで公表**しています。

### ◆ 落とし物を拾ったときは？

駅や店舗などの施設で拾った場合は、その施設に届けてください。

路上など施設以外で拾った場合は、最寄りの警察署や交番・駐在所に届けてください。

※ 施設内の場合は24時間以内、施設以外の場合は1週間以内に届けなければ、報労金を受ける権利や所有権を取得する権利がなくなります。

※ 携帯電話機やカード類などの**個人情報が入った拾得物**については、個人情報保護等の観点から、**拾われた方が所有権を取得することはできません。**

### ◆ 警察での保管期間は？

落とし物、拾い物は、警察で**3か月間**保管します。

保管期間が過ぎた物は、処分することになりますので、落とし物が届いている旨の連絡があった場合は、早めに受け取るようにしてください。

※ 傘や衣類などの大量・安価な物や自転車など保管に相当な費用を要する物については、**落とし主が2週間以内に見つからない場合は、売却等の処分を行います。**